

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

岐阜県大野郡宮村

2 構造改革特別区域の名称

臥龍桜の里・一之宮どぶろく特区

3 構造改革特別区域の範囲

岐阜県大野郡宮村の全域

4 構造改革特別区域の特性

本村は岐阜県北部の飛騨地域中央部に位置し、「飛騨高山」の愛称で有名な観光都市である高山市に隣接している。総面積51.89平方kmのうち約75%が山林によって占められ、また富山湾へ注ぐ神通川の源流域として、緑豊かな景観と豊富な水源を保っている。

また、村内には樹齢約1,100年を誇る国指定天然記念物「臥龍桜（がりゅうざくら）」や、霊山として名高い「位山（くらいやま）」、平安初期の書物に記載があり飛騨で一番の社格を誇る由緒正しき「飛騨一之宮水無神社（ひだいちのみやみなしじんじゃ）」といった観光名所がある。

本村の基幹産業は農業であるが、昭和60年代より始まった「田植えツアー・稲刈りツアー」に端を発し、都市部中学校の修学旅行を受け入れてきた実績を活かして、平成11年に村内農家民宿6軒で「宮村グリーン体験宿」を発足させ、平成13年には「全国体験民宿サミット」飛騨宮村大会を開催し、参加者約100名を迎えるまでとなる。

(1) 宮村の人口（平成16年9月1日）

総人口 - 2,675人（男1,274人・女1,401人）

世帯数 - 723世帯

(2) 宮村の総面積 {平成16年1月1日}

総面積 - 51.89平方km

宅地 - 0.54平方km（1.04%）

田畑 - 1.71平方km（3.30%）

山林 - 39.18平方km（75.51%）

その他 - 10.46平方km（20.15%）

5. 構造改革特別区域計画の意義

観光都市「飛騨高山」に隣接しながらも、豊かな自然環境のもとのどかな田園風景が広がる宮村は、古都の魅力を放つ高山市とは対照的な雰囲気を持ち、訪れる人々に癒しを与える空間となっている。

近年地域活性化の起爆剤となり、全国各地で推進されているグリーンツーリズムについて、本村は、昭和60年代より始まった「田植えツアー・稲刈りツアー」に端を発し、以後平成10年までの約10年間に7校から1,488名の生徒を受け入れ、その先駆的活動を行ってきた。

その活動実績を活かして、本格的な宮村のグリーンツーリズムを目指し、平成11年に民宿6軒が「宮村グリーン体験宿」を発足。平成16年9月現在では登録民宿が9軒と増加する中で、6年間の間に9校から1,177名の生徒を受け入れた。また、その対象は修学旅行という枠を超え、都市部のファミリーをターゲットに一年間に4回開催されるグリーン体験宿（春・夏・秋・冬）は、過去5年間に15回開催し617名が宮村を訪れた。

修学旅行で訪れた生徒が、両親を伴ってグリーン体験宿に参加という事例や、グリーン体験宿リピーターを生み出すなど、本村のファンが増えている。

一方、飛騨で一番の社格を誇る飛騨一之宮水無神社は、飛騨地域はじめ富山県からも参拝者が訪れる名社であり、毎年5月に行われる同社例祭は、村内氏子約500名による大行列もさることながら、同日の一般参拝者に授与される濁酒は知る人ぞ知る名酒である。

宮村グリーンツーリズムは、現在約50あまりの体験プログラムを柔軟に活用しながら、消費者ニーズにあわせて、宮村の自然と食文化を体感できることが特色である。そこで、農家民宿における濁酒醸造を実現させることにより、宮村グリーンツーリズムのオリジナリティを高め、他地域との差別化を図り、更なる発展を遂げることで、村の活性化につながるものとする。

6. 構造改革特別区域計画の目標

当村は、平成11年度に21世紀に向けた村づくりの指針として、水・人・桜をキーワードに、村民と行政が一体となって村づくりを進めるために「飛騨みやむらの道しるべ」を策定し、地域の活性化に取り組んでいるが、決定的な打開策が見あたらないのが現状である。

しかしながら、宮村グリーンツーリズムにおいては、四季の体験ツアー、修学旅行の受入により、地域資源の掘り起こしを実現し、伝統技能継承者や特産物生産者や農林業従事者を講師として、体験者とともに地域住民全体が元気になる活動として、地域活性化の機軸となる要素が大きく期待できる。

そこで、宮村グリーンツーリズムの付加価値として、地産地消の基本理念により自

ら生産した米で濁酒を造り、当村を訪れる体験者をもてなすことにより、これまで以上の充実したサービスを提供できると考える。

そして、サービスの向上により、既存のリピーターに加え、新たな消費者層を開拓し、交流人口の増加と地域活性化を目指す。

7. 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

本村は、観光業のうちとりわけ宿泊者数の多くを冬季のスキー産業に依存してきた。しかしながら、近年の地球規模の温暖化や周辺地域の交通網の整備による他地域へのスキー客流出、そしてスキー産業自体の衰退など多くの要因により、宿泊者数は減少の一途をたどってきた。

宮村グリーンツーリズムは、新たな旅行スタイルを提案し、新規消費者層の開拓を実現している。このことは、交流人口の増加という結果をもたらし、景気低迷により失われつつある村全体の活気を取り戻し、また高齢の伝統技能継承者や農林業従事経験者の新たな雇用を生むという経済効果も合わせ持つ。これまでの経緯により、グリーンツーリズムの発展と充実が、地域の活性化につながることは必至であり、濁酒醸造はその実現に大きく貢献することと思われる。

期待される経済的社会的効果としては、下記のとおりである。

新規起業（農家民宿や自家製による酒類製造）

	現在	平成17年度目標	平成20年度目標
農家民宿数	9件	12件	20件
自家製による酒類製造件数	0件	4件	10件

観光客の増加

	平成15年実績	平成17年目標	平成20年目標
宿泊客数	38,693名	45,000名	50,000名
日帰客数	367,999名	380,000名	400,000名

8. 特定事業の名称

707 特定農業者による濁酒の製造事業

9. 構造改革特別区域において実施またはその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項 グリーンツーリズム推進事業

特区内における農家民宿をグリーンツーリズムの担い手とし、村内の宿泊業団体（宮村旅館組合）、宮村観光協会、宮村企画観光課、宮村農林課で連携し、事業を推進する。

1) 体験プログラムの開発

本村の農業、伝統工業、新規産業等に関連した体験プログラムの研究と開発を推進

する。また、体験に係る危険性が極めて低いことを前提とする、源流域や森林等自然環境下での体験プログラムの開発を進める。

2) PR活動の推進

グリーンツーリズム事業開催時の、地元新聞社はじめ各報道機関への情報提供や、本村ホームページ上での事業紹介をする。

3) リピーターケア

本村でグリーンツーリズムを体験した消費者の定着化を狙い、リピーターならではの特典を付加し、リピーターケアに努める。特典としては、情報紙「宮村グリーン体験通信」の発送や、宮村グリーン体験宿利用者の利用回数による宮村産米サービス（3合～1升）を行う。

別紙 構造改革特別区域において実施または実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

(別紙)

1 特定事業の名称

707

特定農業者による濁酒の製造事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（旅館、民宿、料理飲食店など）を併せ営む農業者で、自ら生産した米を原料として濁酒を製造しようとする者。

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

農村滞在型余暇活動（主として都市の住民が余暇を利用して農村に滞在しつつ行う農作業の体験その他農林畜産業に対する理解を深めるための活動）の一環として、臥龍桜の里・一之宮どぶろく特区（宮村全域）内で農家民宿や農園レストランなど、酒類を自己の営業場において飲用に供する業を併せ営む農業者が、当該特区内に所在する自己の酒類の製造場において自ら生産した米を原料として濁酒を製造し、提供・販売する。

この場合において、本事業の実施主体が、当該特区内に所在する自己の酒類の製造場において濁酒を製造するため、濁酒の製造免許を申請した場合には、酒税法第7条第2項（最低製造数量基準（年間6k1））の規定は、適用しない。

5 当該規制の特例措置の内容

全国の農山漁村地域において新しい旅行スタイルとしてのグリーンツーリズムが提案され、定着しつつあるなかで、更なる発展を遂げるためには「地域独自の体験」が必須である。

当該規制の特例措置により、農家民宿や農園レストラン等を併せ営む農業者が、自ら生産した米を原料として濁酒を製造する場合には、製造免許に係る最低製造数量基準を適用しないものとなり、酒類製造免許を受けることが可能となる。

濁酒は本村の伝統行事「飛騨一之宮水無神社例祭」にて参拝者へ授与されるものであり、本村との関係が深い。したがって、濁酒製造と宿泊者等への提供が可能となることによって、宮村の自然と食文化をテーマに体験プログラムを開発し、推進している宮村のグリーンツーリズムに、「伝統行事」のイメージが付加した新しい独自のサービスとして、更なる交流人口の拡大ひいては地域活性化が期待できる。

また、濁酒製造の取組みは、小規模ながらも新たな起業と捉えることができることから、農村地域に根ざした自発的な取組みの広がりによる地域の活性化を図るためにも、当該特例措置の適用が必要である。

なお、当該特定事業により、酒類の製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な申告納税や記帳義務が発生し、税務当局の検査・調査の対象とされる。